

令和7年度



保育所認定申請書・利用申込書案内



- 🍄 申込み期間：令和6年11月1日(金)～11月20日(水) ※土日祝日を除く
※申込み期間を過ぎた場合は第二次募集にて受付となります
(第二次募集は令和7年1月10日(金)～令和7年1月24日(金)まで)
- 🍄 時 間：(午前) 9時～11時30分
(午後) 13時30分～16時30分
- 🍄 場 所：今帰仁村役場 福祉・こども課 (1階)
こども園・保育所係

●お問い合わせ先

今帰仁村役場 福祉・こども課

こども園・保育所担当

☎ (0980) 56-2198

保育所入所申込のしおり

1. 保育所の役割

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないときに、保護者の方にかわって、その乳幼児を保育する児童福祉施設です。

したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるわけではありませんので、「保育所へ入所できる基準」をよくご覧になって申込みをして下さい。

2. 保育所(認定こども園)へ入所できる基準

認定には、1号・2号・3号の3つの区分があり、区分によって利用できる施設や時間が変わります。

1号認定は教育標準時間認定(満3才以上)、2号認定は3~5才児の保育認定、3号認定は0~2才児の保育認定のことをいいます。施設を利用できる基本的な時間は、1号認定は1日4~5時間程度、2・3号認定は1日8~11時間程度となります。1号の受入は、認定こども園みらい、認定こども園まほろば保育園のみです。

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当する場合です。ただし、保護者以外の同居の親族が保育できる場合は除かれます。 ※認定こども園の1号は下記基準の確認の必要性はありません。

- (1) (就 労) 児童の保護者が日常の家事以外の仕事をするのが通常なので、その児童の保育ができない場合。
(月64時間以上の就労が必要です。)
- (2) (妊 娠・出 産) 妊娠中から産後8週間の属する月の末日。
- (3) (保護者の疾病等) 保護者の疾病(障がい)等により、その児童の保育ができない場合。
- (4) (病人の介護看護等) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護しているため、その児童の保育ができない場合。
- (5) (災 害 復 旧) 火災や風水害や地震などで、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- (6) (求 職 活 動) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合。(※入所期間90日)
- (7) (就 学) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合。
- (8) (そ の 他) その他、村長が認める上記に類する状態にある場合。

3. 入所に必要な書類

◎支給認定申請書・利用申込書(児童1人につき1枚)・・・認定こども園の1号の方は、①・②・③・⑬・⑭(その他の書類確認)

◎ 必要な添付書類(児童1人につきそれぞれ提出、2人目以降コピー可)

① 住民票謄本	※ 該当保護者のみ(転入予定者)
② 所得課税証明書(令和6年度の村民税課税額がわかるもの)	※ 該当保護者のみ(転入予定者)
③ 同意書(マイナンバー記入)	全員
④ 就労証明書(職場からの証明)	入所基準の(1)の場合
⑤ 就労証明書+添付資料(開業届、税申告書、営業許可証、青色事業専従者給付に関する届出書、給与明細書のうち、いずれか1点)	入所基準の(1)の場合 (自営業)
⑥ 就労証明書+添付資料(直近の確定申告書の写し、青色申告決算書又は収支内訳書、もしくは、農業をしていることが分かる書類)	入所基準の(1)の場合 (農業)
⑦ 妊娠証明書(出産予定日のわかるもの、親子健康手帳の記載ページのコピーも可)	入所基準の(2)の場合
⑧ 医師の診断書、障害者手帳の写し	入所基準の(3)の場合
⑨ 医師の診断書等(介護・看護を必要としている方)、その状況等がわかる書類	入所基準の(4)の場合
⑩ 罹災証明書等	入所基準の(5)の場合
⑪ 求職活動申立書(ハローワークカード)等	入所基準の(6)の場合
⑫ 在学証明書、学生証(時間割等スケジュールがわかるもの)	入所基準の(7)の場合
⑬ 入所児童の健康診断書(病院へ行く際は親子健康手帳を持参してください) ※おとわキッズ園2歳児の転園児以外の園児は、転園が内定した後の提出でも可	※ 新入児童、転園児
⑭ 保育施設等の利用申込に関する確認票	全員

3. 入所に必要な書類②(その他の書類)

- ☆母子父子世帯等の場合は児童扶養手当証書の写し ☆ 同居親族に障害等ある場合…障害、療育手帳の写し
- ☆生活保護世帯の場合は、生活保護証明書(北部福祉事務所でもらってください)
- ☆祖父母と同居の方は、祖父母が保育できない旨の証明(雇用証明書、診断書等)

注意事項：次の事由等で住民税未決定の方は、保育料の算定ができないため、最も高い階層区分の保育料で決定しますのでご了承ください。

- (1) 保護者が住民税の申告をしていない。※扶養親族等で所得がない場合でも、個別に住民税の申告が必要となります。
- (2) 本年1月1日時点で村外に居住し、前住地の課税証明が提出されていない。
※ただし、入所申込時に個人番号(マイナンバー)の届出書が提出され、かつ前住地で住民税決定している方は除く。
※毎年6月に当該年度の住民税が決定されるため、保育料は9月分より当年度住民税課税額により再算定されます。
(4月～8月分は前年度分の住民税課税額、9月～3月分は当年度分の住民税課税額により算定)

4. 入所の決定及び通知

入所の決定は、今帰仁村保育所入所実施基準に基づき調査票等により、保育所入所実施会議において審査し、保育を必要とする程度の高い児童から優先に入所決定し、保護者あてに通知します。

入所基準に合致していても、保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

5. 保育料について

保育料は同一生計を営む児童の扶養義務者の課税状況及び児童の年齢等により、それぞれに応じて個々に決定されます。

◎兄弟で入所の場合は軽減があります。

(☆2人以上入所の場合…1人目は全額、2人目は半額、3人目は無料)

◎その他、母子父子世帯等(母子、父子、在宅障害者)についても軽減があります。

(詳しくは保育所担当にお問い合わせください。)

◎3歳児以上については保育料無料、主食費あり。村民税所得割合算額57,700円以上の世帯は、副食費が加算されます。

}	公立…主食費 500円 副食費 4,500円
	私立…主食費 1,000円 副食費…まほろば保育園 6,000円、あめそこ保育園 5,500円

◎保育料は、実際の利用の有無にかかわらず、保育所利用中は毎月納付していただきます。

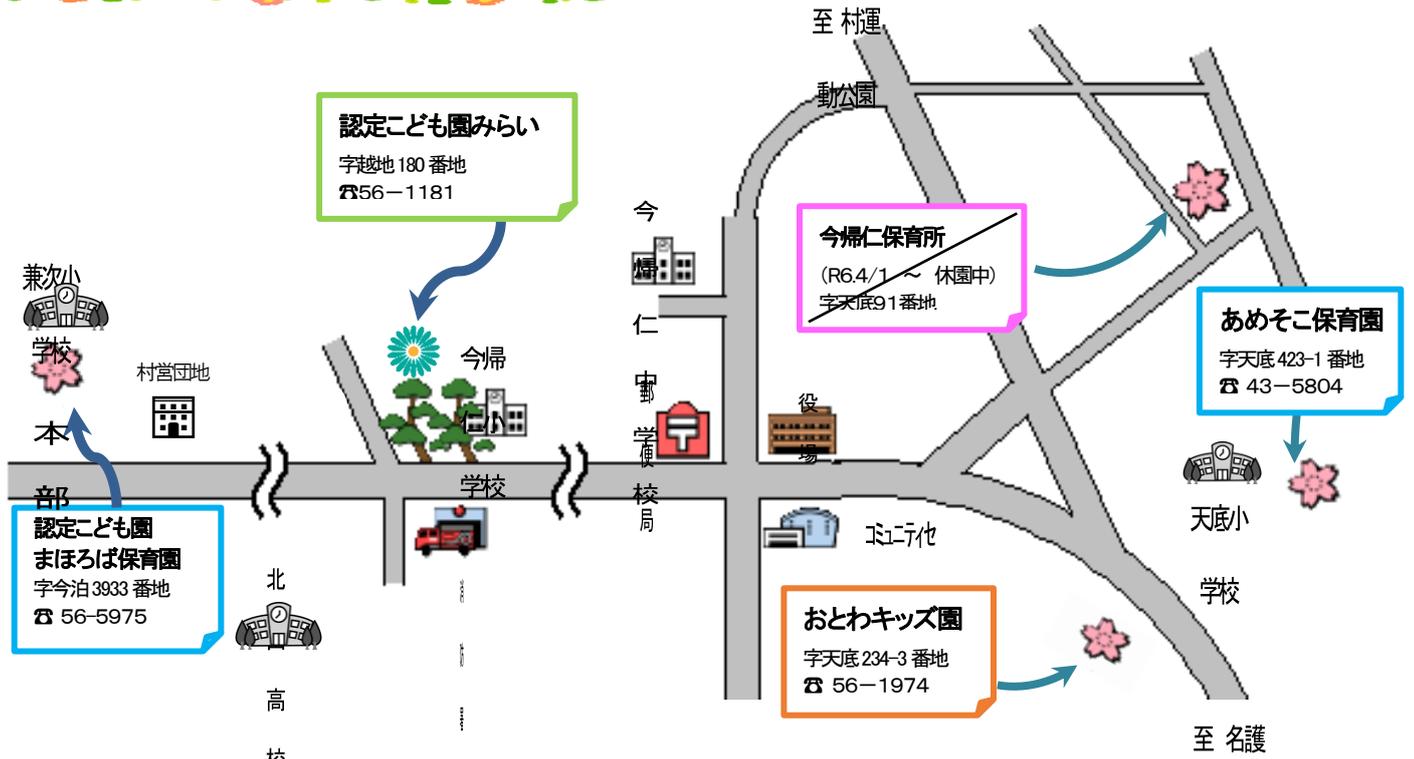
6. 給食について

栄養士が作った献立に基づいて、年齢や栄養バランスを考慮した完全給食を行なっています。

7. 入所後は次の点にご注意ください。

- ① 保護者の仕事が変わった、あるいは仕事をやめた等、入所時と家庭の事情が変わったときは、保育所事務担当へ連絡してください。該当書類の再提出が必要となります。
- ② 就労で入所した方は、就労実態の確認ができないときは、入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除(退所)することとなります。また、入所申込書の記載内容と事実が異なる場合にも実施を解除する場合がありますのでご注意ください。
※ 就労時間が月120時間未満の場合、保育短時間利用となり8時間保育となります。
- ③ 求職活動中で入所した方は、入所日から3ヶ月以内に就労証明書等、就労を証明する書類の提出がない場合は退所となります。
- ④ 保育料は毎月20日までに当該月分を納付することとなっております。毎月20日(土・日・祝祭日等)にあたる場合は、その翌日に指定の口座から引き落としとなりますので、その前日までに入金してください。
※ 保育料を滞納した場合は自宅・勤務先への電話督促、訪問等を行うことがありますのでご了承ください。
※ 保育料未払いの場合、継続入所をお断りする場合があります。
※ 未納があり年度内でのお支払いが出来ない方は、納付計画書を提出ください。
- ⑤ 家庭の事情等により保育所を退所する場合、事前に「保育所退所届」を保育所事務担当課へ提出して下さい。
- ⑥ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間に配慮し、保育所生活が可能な状態となつてからの登園をお願いします。

村認可保育所(園)配置図



保育所名及び募集人員(継続入所児童含む)

(人)

保育所名(所在地)	認定区分	募集人員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園みらい	1号(8時30分~13時)	15	—	—	—	5	5	5
	2・3号	150	4	13	26	29	35	43
認定こども園まほろば保育園	1号(8時~14時)	15	—	—	—	5	5	5
	2・3号	98	9	12	20	18	18	21
あめそこ保育園	2・3号	118	9	12	18	23	22	34
おとわキッズ園	3号	14	3	5	6	—	—	—

※今帰仁保育所は令和6年度から休園中のため募集なし

★障害保育を希望される方は、申請時にその旨を申し出てください。

★各施設の開所時間について

○認定こども園みらい

《平日(月~金)》午前7時30分から午後6時30分まで。午後6時30分から午後7時までの延長保育を30分を行います。
 (有料)《土曜日》午前7時30分から午後1時まで。保護者の勤務などの状況に応じて午後1時から午後5時30分までを行います。

○あめそこ保育園

《平日(月~金)》午前7時00分から午後6時00分まで。また、平日の午後6時00分から午後7時00分までの延長保育(有料30分毎)を行います。《土曜日》保護者の勤務などの状況に応じて午前7時30分から午後5時30分まで。

○認定こども園まほろば保育園

《平日(月~金)》午前7時30分から午後6時30分まで《土曜日》午前7時30分から午後1時00分まで。ただし、保護者の勤務などの状況に応じて午後1時から午後5時30分までを行います。 ※延長保育なし

○おとわキッズ園(事業所内保育所)

《平日(月~金)》午前7時30分から午後6時30分までとし、午後6時30分から午後7時までの延長保育(有料)を行います。《土曜日》利用規定に従い、保護者の勤務に応じて行います。午前7時30分から午後6時30分まで。